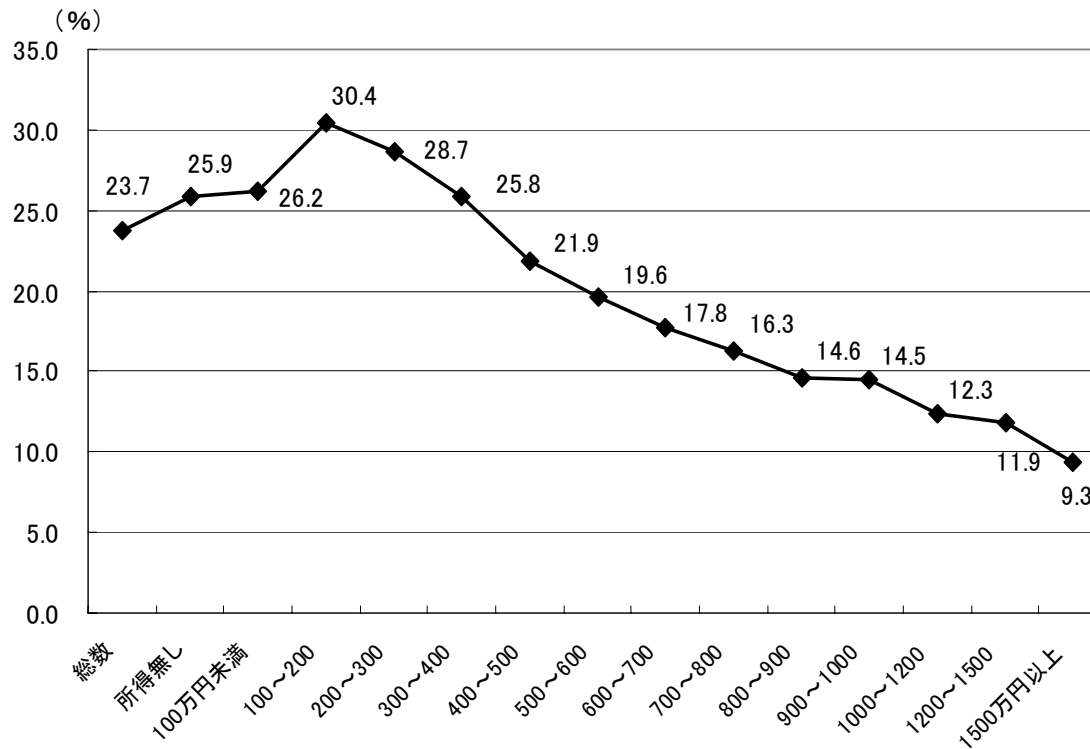


保険料滞納者の状況(2)

《世帯の収入②》

- 国民年金1号被保険者のうち、滞納者の割合を世帯での所得階級別にみると、低所得者である程、滞納者の割合が高くなっている。
- しかしながら、所得が1,500万円以上の世帯でも、保険料を滞納している者が約1割存在する。

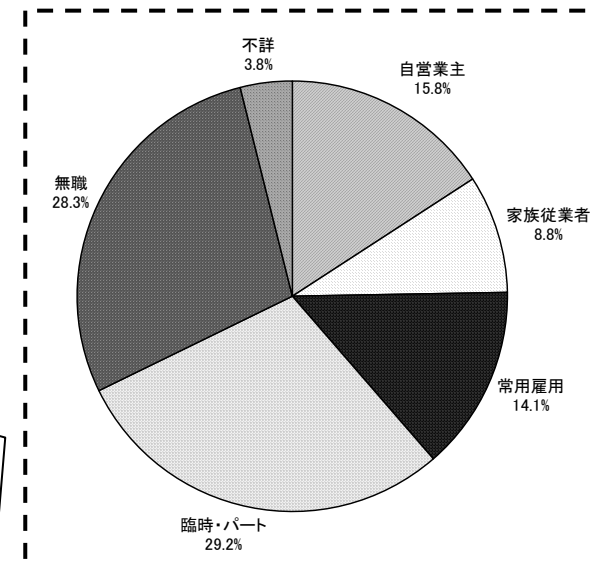
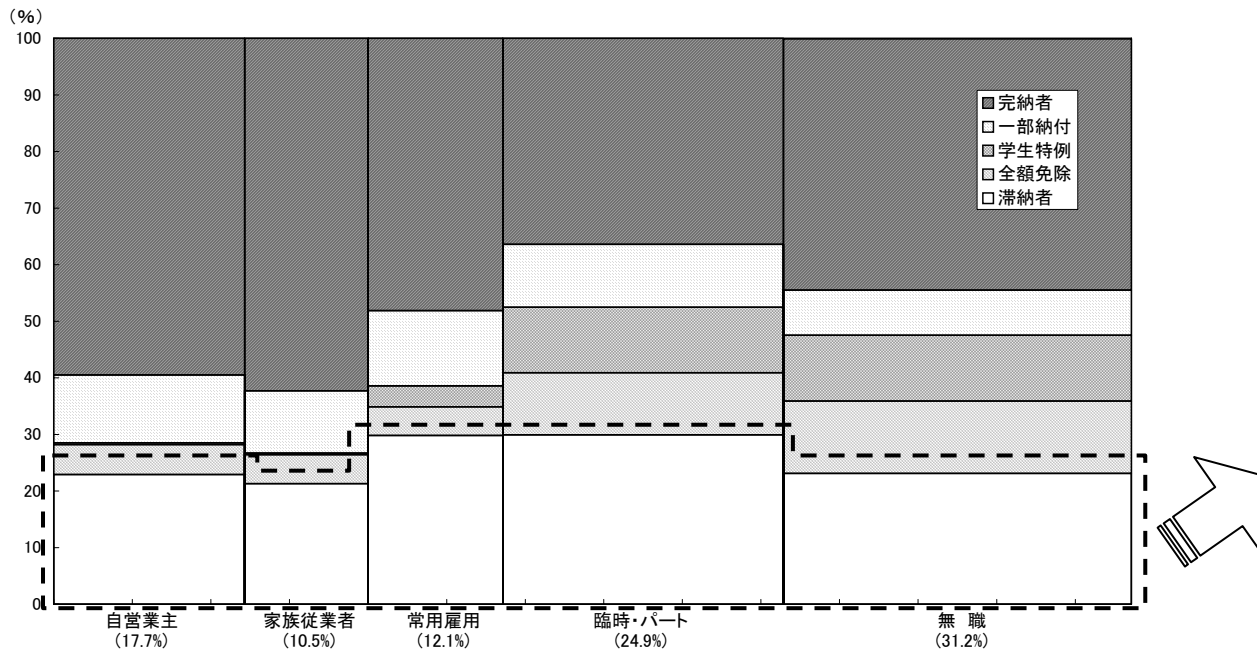


【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(3)

《本人の就労状況》

- 就労状況をみた場合、「常用雇用」と「臨時・パート」で、滞納者の占める割合が多い。
- 特に「臨時・パート」では、学生納付特例と全額免除者が多く、完納者の割合が少なくなっている。
- 滞納者のうちでは、「臨時・パート」と「無職」の占める割合が多い。



【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(4)

《国民年金保険料を納付しない理由①》

- 保険料を納付しない理由について、年齢階級別にみると、すべての年齢階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。(図①)
- 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の理由をより詳細にすると、「元々所得が少ないから」という理由が各年齢階級において過半数を占めており、「失業、事故などにより所得が低下したから」の割合は、最も高い55～59歳でも3割に満たない。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が分からず、保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険料が信用できない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	65.6	4.8	3.8	0.7	14.8	7.0	3.2
20～24歳	100.0	66.4	5.2	1.4	0.0	16.2	5.1	5.7
25～29歳	100.0	64.6	6.0	0.8	0.0	16.3	8.5	3.9
30～34歳	100.0	60.6	5.3	2.2	0.0	20.4	8.6	2.8
35～39歳	100.0	63.9	6.8	3.8	0.0	17.1	6.4	1.9
40～44歳	100.0	70.2	4.2	5.7	0.0	12.3	5.7	2.0
45～49歳	100.0	68.4	2.9	8.1	0.5	10.2	7.7	2.2
50～54歳	100.0	72.0	2.2	9.4	2.2	6.2	6.8	1.1
55～59歳	100.0	64.7	1.9	8.5	7.0	8.3	8.2	1.4

図② 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	元々所得が少ないから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多いから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	61.2	15.1	17.5	6.2
20～24歳	100.0	70.5	6.4	13.0	10.0
25～29歳	100.0	66.5	12.7	14.3	6.4
30～34歳	100.0	60.6	15.3	17.1	7.1
35～39歳	100.0	57.8	15.2	22.7	4.3
40～44歳	100.0	51.9	19.0	25.3	3.8
45～49歳	100.0	55.0	20.5	20.8	3.7
50～54歳	100.0	54.8	20.9	19.8	4.5
55～59歳	100.0	51.1	29.9	16.6	2.4

注1. 回答不詳以外の者に対する割合である。

注2. 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者を集計している。

【資料出所】

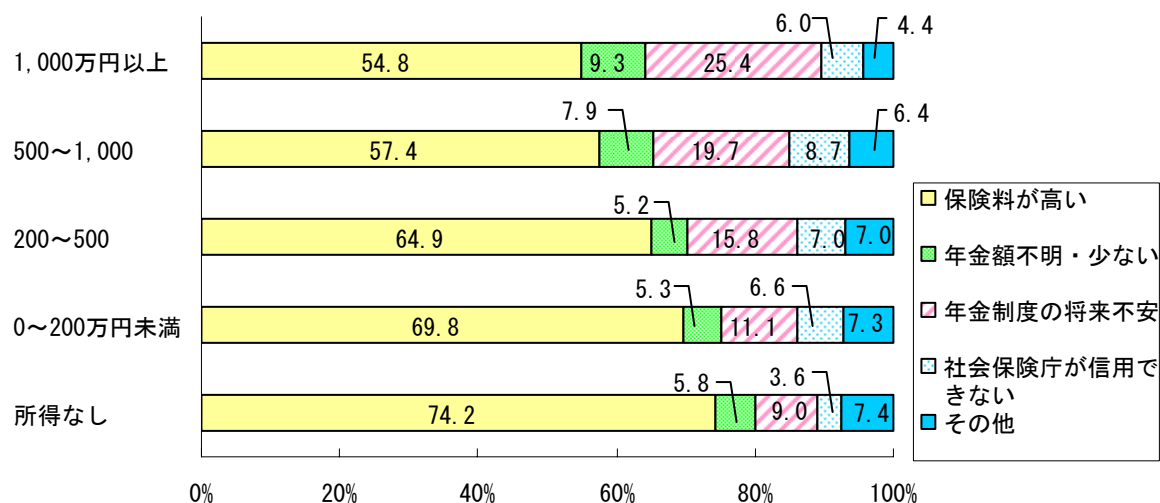
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(5)

《国民年金保険料を納付しない理由②》

○ 保険料を納付しない理由としては、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も多かったが、これを世帯の総所得金額階級別にみると、すべての所得金額階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっております、世帯所得金額が1,000万円以上であっても、半数以上を占める。(図③)

図③ 世帯総所得金額階級別保険料を納付しない理由(滞納者)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(6)

《保険料を納付しないことについての意識》

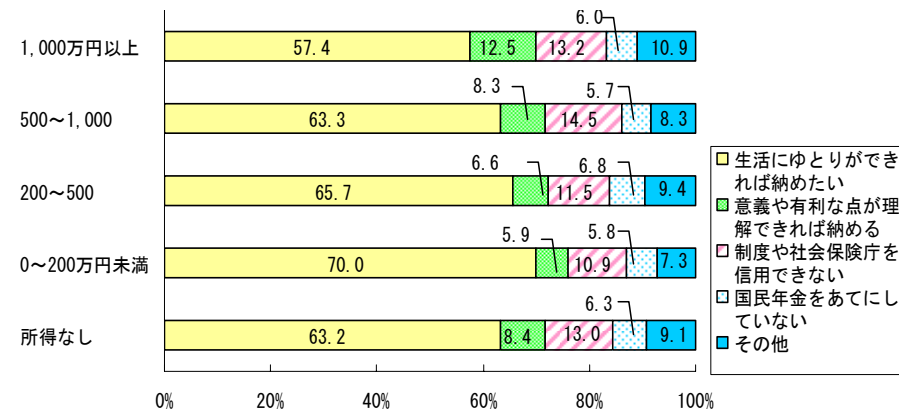
- 年齢階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答している者が約6割となっており、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にある。(図①)
- 世帯の総所得金額階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円以上でも半数以上となっている。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識(滞納者)

(単位：%)

	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	年金制度や社会保険料は信用できないので納める考えはない	国民年金はあてにしているのでもない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.1	8.2	13.2	6.5	9.0
20~24歳	100.0	60.2	11.1	12.1	6.6	10.1
25~29歳	100.0	60.0	8.1	16.0	7.8	8.0
30~34歳	100.0	59.8	10.5	16.0	7.0	6.7
35~39歳	100.0	59.9	6.0	17.2	7.6	9.2
40~44歳	100.0	66.6	7.9	10.3	5.1	10.1
45~49歳	100.0	69.2	6.1	10.8	6.2	7.8
50~54歳	100.0	74.6	6.3	8.5	3.0	7.7
55~59歳	100.0	65.7	4.9	9.5	6.7	13.2

図② 世帯総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識(滞納者)



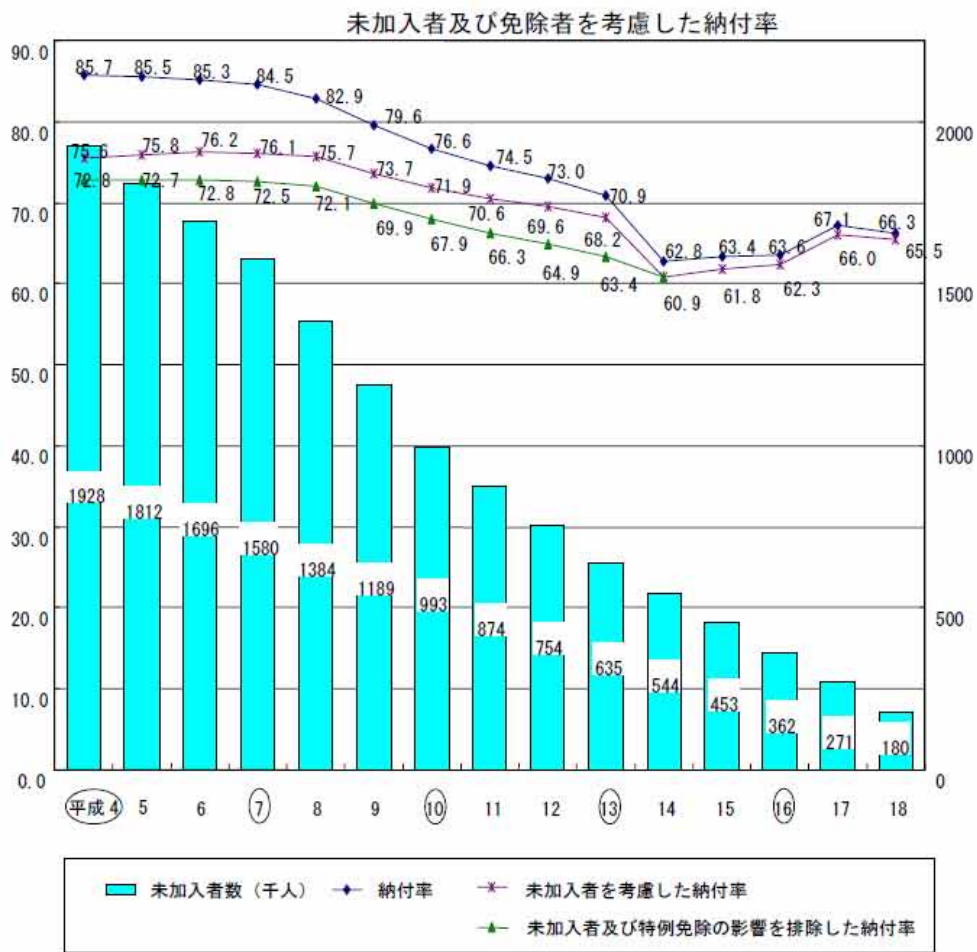
注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】

「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

《参考資料》

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成4, 7, 10, 13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)